厚木剣道連盟　剣道稽古再開ガイドライン

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年６月８日　厚木剣道連盟

　このガイドラインは、一般財団法人全日本剣道連盟が定める「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）に基づき、厚木剣道連盟配下の会員が、安全に稽古が行えるよう示すものである。

１　剣道稽古に参加する者は、全ての者が全剣連ガイドラインほか、感染症予防対策に関する事項をよく理解し参加すること。

　　稽古場責任者、各指導者においては、会員・保護者によく説明し理解させること。

２　稽古の実施に当たっては、全剣連ガイドラインをはじめ、各自治体、利用施設等が示す様々な感染予防措置に従って計画的に行うこと。

　　また、参加者に生徒・学生がいる場合には、文部科学省の「学校の新しい生活様式」の趣旨を尊重すること。

３　稽古実施に当たっては、飛沫拡散防止対策（以下「防止対策）を行うこと。特に、面を着けての対人稽古を実施する場合には、面マスク及びシールドを着けて行うこととし、息苦しくならないよう呼吸確保等の措置を行うこと。

　　各支部責任者・指導者においては、会員に、確実に防止対策を実施させること。

４　稽古へ参加する全ての者は、その都度、体調面、防止対策の準備などを確認した上で参加すること。（別添「稽古参加票兼体調等申告書」参照）

　　稽古場責任者は、参加者全員の体調の確認等を行うとともに、参加者全員の氏名・連絡先の記録を取得し１ヶ月間保管すること。（別添「稽古参加票兼体調等申告書」の回収に置き換えても良いこととする。）

　　稽古場責任者、指導者においては、体調面に不安のある者、予防対策を施していない者を参加させないこと。体調面に不安のある者については、見学も控えさせ帰宅させること。

５　稽古場所の衛生面・環境面に十分注意すること。

　　稽古前後に、稽古場所の清掃・消毒を行い、稽古中の換気を十分に行うこと。

　　また、熱中症対策にも十分配慮し、必ず稽古中に休憩・水分補給をすること。

６　稽古場所は、参加者数に見合った十分な広さを確保すること。

　　広さに余裕がない場合は、参加者数制限を設けたり、二部制で実施するなど、計画的に行うこと。

＊本ガイドラインは適時見直しを行います。